



宮 崎 県 公 報

平成26年 3 月26日 (水曜日) 号外 第 8 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

条 例

○みやざき人財づくり基金条例…………… (総合政策課) 1

頁

○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条
例…………… (人事課) 2
○職員の高齢者部分休業に関する条例等の一部を
改正する条例…………… (“) 5
○公の施設に関する条例の一部を改正する条例… (行政経営課) 7

本号で公布された条例のあらまし

◎ みやざき人財づくり基金条例 (条例第 8 号)

1 制定の理由及び主な内容

本格的な少子高齢・人口減少社会を迎える中で、本県の将来にわたる発展を担い、心豊かに暮らせる地域を支える多様な「人財」を育成することにより、子どもたちが将来にわたって夢や目標を描くことができる社会や、県民一人ひとりが持てる力を発揮し、生き生きと活動できる活力のある社会を構築することを目的として、みやざき人財づくり基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第 9 号)

1 改正の理由及び主な内容

人事委員会勧告等を踏まえ、55歳を超える職員の昇給等について、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成26年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 職員の高齢者部分休業に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第10号)

1 改正の理由及び主な内容

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 公の施設に関する条例の一部を改正する条例 (条例第11号)

1 改正の理由及び主な内容

指定管理者に管理を行わせることができる施設の追加及び削除をするともに、施設の位置表示の変更及び消費税率の引上げに伴う利用料金の改定を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成26年 4 月 1 日から施行することとしました。

条 例

みやざき人財づくり基金条例をここに公布する。

平成26年 3 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 8 号

みやざき人財づくり基金条例

（設置）

第 1 条 本格的な少子高齢・人口減少社会を迎える中で、本県の将来にわたる発展を担い、心豊かに暮らせる地域を支える多様な「人財」を育成することにより、子どもたちが将来にわたって夢や目標を描くことができる社会や、県民一人ひとりが持てる力を発揮し、生き生きと活動できる活力のある社会を構築することを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 241条の規定に基づき、みやざき人財づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例は、平成32年 3 月31日限り、その効力を失う。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 9 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（初任給、昇格及び昇給等の基準）</p> <p>第 3 条の 2 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、<u>同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。</u></p> <p>6～9 [略]</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第 5 条の 9 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>公署を異にする異動又は勤務する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に勤務することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特急列車等</u></p>	<p>（初任給、昇格及び昇給等の基準）</p> <p>第 3 条の 2 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員の前項の規定による昇給は、前項の規定にかかわらず、<u>第 3 項に規定する期間の全部を特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>6～9 [略]</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第 5 条の 9 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、<u>人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特急列車等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。</u></p>

」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) [略]

4 前項の規定は、職員以外の地方公務員、国家公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者(以下「職員以外の地方公務員等」という。)であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、特急列車等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5～7 [略]

(単身赴任手当)

第5条の10 [略]

2 [略]

3 職員以外の地方公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に勤務する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 [略]

附 則

16 [略]

)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) [略]

4～6 [略]

(単身赴任手当)

第5条の10 [略]

2 [略]

3 職員以外の地方公務員、国家公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者(以下「職員以外の地方公務員等」という。)であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に勤務する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 [略]

附 則

16 [略]

17 平成26年4月1日において45歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年4月1日及び平成20年4月1日の給与条例第3条の2第3項の規定による昇給その他の号給の決定の状況(次項において「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

18 平成27年4月1日において41歳に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして人事委

	<p>員会規則で定める職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。</p> <p>19 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条に規定する育児短時間勤務職員に対する前2項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額、当該号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。</p> <p>20 前3項に規定するもののほか、職員の号給の調整に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>
--	--

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第6条 社会福祉業務手当は、職員（給与条例第4条の規定による給料の調整額の支給を受ける者を除く。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、売春防止法（昭和31年法律第118号）又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の規定に基づき、保護、育成又は更正の措置等を必要とする者を訪問し、又は面接して福祉に関する業務に従事したとき、従事日数に応じて支給する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第6条 社会福祉業務手当は、職員（給与条例第4条の規定による給料の調整額の支給を受ける者を除く。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、売春防止法（昭和31年法律第118号）又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の規定に基づき、保護、育成又は更正の措置等を必要とする者を訪問し、又は面接して福祉に関する業務に従事したとき、従事日数に応じて支給する。</p> <p>2 [略]</p>

(職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第47号。第1号において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（職員給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の99を乗じて得た額）を給料として支給する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>附 則</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第47号。第1号において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、<u>平成33年3月31日までの間（以下「支給期間」という。）</u>、給料月額のほか、その差額に相当する額（職員給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の99を乗じて得た額）から、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあつては、<u>2,000円を、平成27年4月1日以降にあつては平成26年4月1日から給料の支給日までの期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加えた数に2,000円を乗じて得た額を減じた額（零を上回るものに限る。）</u>（以下「減額後の差額相当額」という。）を給料として支給する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

- 2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 3 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。ただし、医療職給料表（三）の適用を受ける職員で平成23年4月1日にその者の属する職務の級が4級に降格した者のうち人事委員会規則で定めるものについては、同項の規定にかかわらず、支給期間の満了後にあっても人事委員会規則に定める期間、給料月額のほか減額後の差額相当額を給料として支給する。この場合において、その者の給料月額と減額後の差額相当額の合計額が、その者が当該降格をした日の前日に属した職務の級及び受けていた号給に対応するその者の給料の支給日における給料月額を下回らないものとする。
- 3 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。ただし、平成19年4月1日、平成20年4月1日又は平成21年4月1日に単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年宮崎県条例第28号）の適用を受ける職員から職員給与条例の適用を受ける職員となった者のうち人事委員会規則で定めるものについては、前2項の規定にかかわらず、支給期間の満了後にあっても人事委員会規則で定める期間、給料月額のほか減額後の差額相当額を給料として支給する。この場合において、その者の受ける給料月額と減額後の差額相当額の合計額が、施行日の前日に受けていた給料月額に100分の99.7を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）に、100分の99.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を下回らないものとする。
- 4 前3項の規定の適用について、部内の他の職員との権衡を失すると認められるときその他特別の事情があるときは、人事委員会と協議の上、必要な調整を行うことができる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

職員の高齢者部分休業に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第10号

職員の高齢者部分休業に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

第1条 職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年宮崎県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（高齢者部分休業の承認） 第2条 任命権者は、職員（臨時的に任用される職員その他の法律及び条例により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、 <u>当該職員が、当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年宮崎県条例第17号）第2条に規定する定年退職日をいう。以下同じ。）から第3項に規定する期間さかのぼった日後の日で、当該申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について</u>	（高齢者部分休業の承認） 第2条 任命権者は、 <u>第3項に規定する年齢に達した職員（臨時的に任用される職員その他の法律及び条例により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が同項に規定する年齢に達した日後の最初の4月1日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年宮崎県条例第17号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一</u>

勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。	部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。
2 [略]	2 [略]
3 法第26条の3第1項の <u>条例</u> で定める期間は、 <u>5年</u> とする。	3 法第26条の3第1項の <u>高年齢</u> として <u>条例</u> で定める年齢は、 <u>55歳</u> とする。

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第2条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和31年宮崎県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（給与の減額） 第15条 [略] 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、 <u>高齢者部分休業（当該職員が当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年宮崎県条例第17号）第2条に規定する定年退職日をいう。以下この項において同じ。）から5年さかのぼった日後の日で、当該職員がその申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u>	（給与の減額） 第15条 [略] 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、 <u>高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日後の最初の4月1日以後の日で当該職員がその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年宮崎県条例第17号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u>

（病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第3条 病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年宮崎県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（給与の減額） 第22条 [略] 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、 <u>高齢者部分休業（当該職員が当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年宮崎県条例第17号）第2条に規定する定年退職日をいう。以下この項において同じ。）から5年さかのぼった日後の日で、当該職員がその申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u>	（給与の減額） 第22条 [略] 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、 <u>高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日後の最初の4月1日以後の日で当該職員がその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年宮崎県条例第17号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第11号

公の施設に関する条例の一部を改正する条例

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
名称	設置目的			位置	名称	設置目的			位置
[略]	[略]			[略]	[略]	[略]			[略]
宮崎県西諸県 農業改良普及 センター	[略]			小林市大字細野 1810番地15	宮崎県西諸県 農業改良普及 センター	[略]			小林市駅南 300 番地
[略]	[略]			[略]	[略]	[略]			[略]
[略]	[略]			[略]	[略]	[略]			[略]
別表第3（第10条関係）					別表第3（第10条関係）				
名称					名称				
[略]					[略]				
県立母子福祉センター					県立母子福祉センター				
宮崎県機械技術センター					宮崎県農業科学公園				
宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場（エントランスガーデン及びトロピカルガーデンに限る。）					県立農業大学校（農業総合研修センターに限る。）				
[略]					宮崎県機械技術センター				
[略]					[略]				
別表第4（第10条の5関係）					別表第4（第10条の5関係）				
施設	基準				施設	基準			
	区分	単位	金額	備考		区分	単位	金額	備考
宮崎県 青島青 少年自 然の家 宮崎県 むかば き青少 年自然 の家 宮崎県 御池青 少年自 然の家	宿泊室	1人1泊 につき 児童、 生徒及 び学生 の団体 並びに 青少年 団体及 び青少 年育成 団体が 利用す るとき	315円 以下 630円 以下 1,050 円以下	[略]	宮崎県 青島青 少年自 然の家 宮崎県 むかば き青少 年自然 の家 宮崎県 御池青 少年自 然の家	宿泊室	1人1泊 につき 児童、 生徒及 び学生 の団体 並びに 青少年 団体及 び青少 年育成 団体が 利用す るとき	325円 以下 650円 以下 1,080 円以下	[略]

		が利用 する とき						が利用 する とき	
	研修室	1 室 1 時 間につき	<u>480円</u> 以下					研修室	1 室 1 時 間につき
	体育館	宮崎県 青島青 少年自 然の家	1 時間 につき 全面を 利用す る場合 半面を 利用す る場合	<u>1,050</u> 円以下 <u>525円</u> 以下				体育館	宮崎県 青島青 少年自 然の家
		宮崎県 むかば き青少 年自然 の家 宮崎県 御池青 少年自 然の家	1 時間 につき	<u>750円</u> 以下					宮崎県 むかば き青少 年自然 の家 宮崎県 御池青 少年自 然の家
	キャンプ場	1 人 1 泊 につき 児童、 生徒及 び学生 の団体 並びに 青少年 団体及 び青少 年育成 団体が 利用す るとき 30歳 未満 の者 30歳 以上 の者 その他 のもの が利用 する とき	<u>105円</u> 以下 <u>210円</u> 以下 <u>315円</u> 以下					キャンプ場	1 人 1 泊 につき 児童、 生徒及 び学生 の団体 並びに 青少年 団体及 び青少 年育成 団体が 利用す るとき 30歳 未満 の者 30歳 以上 の者 その他 のもの が利用 する とき
	キャンプ 用具	テント	1 人 1 泊 につき 児童、 生徒及 び学生 の団体 並びに					キャンプ 用具	テント

		青少年 団体及 び青少 年育成 団体が 利用す るとき 30歳 未満 の者 30歳 以上 の者 その他 のもの が利用 する とき	<u>105円</u> 以下 <u>210円</u> 以下 <u>315円</u> 以下						青少年 団体及 び青少 年育成 団体が 利用す るとき 30歳 未満 の者 30歳 以上 の者 その他 のもの が利用 する とき	<u>110円</u> 以下 <u>215円</u> 以下 <u>325円</u> 以下				
	寝袋	1泊1個 につき 児童、 生徒及 び学生 の団体 並びに 青少年 団体及 び青少 年育成 団体が 利用す るとき 30歳 未満 の者 30歳 以上 の者 その他 のもの が利用 する とき	<u>105円</u> 以下 <u>210円</u> 以下 <u>315円</u> 以下						寝袋	1泊1個 につき 児童、 生徒及 び学生 の団体 並びに 青少年 団体及 び青少 年育成 団体が 利用す るとき 30歳 未満 の者 30歳 以上 の者 その他 のもの が利用 する とき	<u>110円</u> 以下 <u>215円</u> 以下 <u>325円</u> 以下			
	毛布	1泊1枚 につき 児童、 生徒及 び学生 の団体 並びに 青少年 団体及 び青少 年育成							毛布	1泊1枚 につき 児童、 生徒及 び学生 の団体 並びに 青少年 団体及 び青少 年育成				

			団体が 利用す るとき 30歳 未満 の者 30歳 以上 の者 その他 のものが 利用 する とき	<u>105円</u> 以下 <u>210円</u> 以下 <u>315円</u> 以下				団体が 利用す るとき 30歳 未満 の者 30歳 以上 の者 その他 のものが 利用 する とき	<u>110円</u> 以下 <u>215円</u> 以下 <u>325円</u> 以下		
宮崎県 林業技 術セン ター	宿泊室		1人1泊 につき	<u>1,020</u> 円以下	[略]	宮崎県 林業技 術セン ター	宿泊室		1人1泊 につき	<u>1,050</u> 円以下	[略]
宮崎県 ひなも り台県 民ふれ あいの 森	オートキ ャンプ場 宿泊利用	個別サ イト	1サイト 1回につ き	<u>5,100</u> 円以下	[略]	宮崎県 ひなも り台県 民ふれ あいの 森	オートキ ャンプ場 宿泊利用	個別サ イト	1サイト 1回につ き	<u>5,200</u> 円以下	[略]
		グルー プサイ トA	1サイト 1回につ き	<u>10,200</u> 円以下				グルー プサイ トA	1サイト 1回につ き	<u>10,400</u> 円以下	
		グルー プサイ トB	1サイト 1回につ き	<u>7,600</u> 円以下				グルー プサイ トB	1サイト 1回につ き	<u>7,800</u> 円以下	
		キャン ピング カーサ イト	1サイト 1回につ き	<u>5,900</u> 円以下				キャン ピング カーサ イト	1サイト 1回につ き	<u>6,000</u> 円以下	
		[略]						[略]			
		キャビ ンA	1棟1回 につき	<u>14,500</u> 円以下				キャビ ンA	1棟1回 につき	<u>14,800</u> 円以下	
		キャビ ンB	1棟1回 につき	<u>10,200</u> 円以下				キャビ ンB	1棟1回 につき	<u>10,400</u> 円以下	
		キャビ ンC	1棟1回 につき	<u>6,700</u> 円以下				キャビ ンC	1棟1回 につき	<u>6,800</u> 円以下	
		トレー ラーハ ウス	1台1回 につき	<u>13,900</u> 円以下				トレー ラーハ ウス	1台1回 につき	<u>14,300</u> 円以下	
		[略]						[略]			
	オートキ ャンプ場 一時利用	個別サ イト	1サイト 1回につ き	<u>2,550</u> 円以下			オートキ ャンプ場 一時利用	個別サ イト	1サイト 1回につ き	<u>2,600</u> 円以下	
		グルー プサイ トA	1サイト 1回につ き	<u>5,100</u> 円以下				グルー プサイ トA	1サイト 1回につ き	<u>5,200</u> 円以下	
		グルー プサイ トB	1サイト 1回につ き	<u>3,800</u> 円以下				グルー プサイ トB	1サイト 1回につ き	<u>3,900</u> 円以下	
		キャン ピング カーサ イト	1サイト 1回につ き	<u>2,950</u> 円以下				キャン ピング カーサ イト	1サイト 1回につ き	<u>3,000</u> 円以下	

		イト			[略]		
		キャビ ンA			キャビ ンB		
		キャビ ンC			トレー ラーハ ウス		
		[略]			[略]		
県営国民宿舎 えびの 高原荘 県営国民宿舎 高千穂 荘	宿泊 利用	和室	8 畳	1 人 1 泊 につき 大人	7,250 円以下	[略]	[略]
			キャビ ンA	1 棟 1 回 につき	7,250 円以下		
			キャビ ンB	1 棟 1 回 につき	5,100 円以下		
			キャビ ンC	1 棟 1 回 につき	3,350 円以下		
		トレー ラーハ ウス	1 台 1 回 につき	6,950 円以下	[略]	[略]	
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		和室	10 畳	1 人 1 泊 につき 大人	6,400 円以下	[略]	[略]
			小学校 児童	5,100 円以下			
			10 畳	1 人 1 泊 につき 大人	6,900 円以下		
			小学校 児童	5,500 円以下			
10 畳 室 (洋間 付)	1 人 1 泊 につき 大人	7,600 円以下	[略]	[略]			
小学校 児童	6,100 円以下						
特別 室 (洋間 付)	1 人 1 泊 につき 大人	9,000 円以下					
小学校 児童	7,200 円以下						
洋室	ツイ ン	1 人 1 泊 につき 大人	8,500 円以下	[略]	[略]		
		小学校 児童	6,800 円以下				
シングル	ツイ ン	1 人 1 泊 につき 大人	6,700 円以下	[略]	[略]		
		小学校 児童	5,300 円以下				
広間	ツイ ン	1 人 1 泊 につき 大人	5,300 円以下	[略]	[略]		
		小学校	4,200				
県営国民宿舎 えびの 高原荘 県営国民宿舎 高千穂 荘	宿泊 利用	和室	8 畳	1 人 1 泊 につき 大人	6,580 円以下	[略]	[略]
			キャビ ンA	1 棟 1 回 につき	7,400 円以下		
			キャビ ンB	1 棟 1 回 につき	5,200 円以下		
			キャビ ンC	1 棟 1 回 につき	3,400 円以下		
		トレー ラーハ ウス	1 台 1 回 につき	7,150 円以下	[略]	[略]	
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
		和室	10 畳	1 人 1 泊 につき 大人	6,580 円以下	[略]	[略]
			小学校 児童	5,240 円以下			
			10 畳	1 人 1 泊 につき 大人	7,090 円以下		
			小学校 児童	5,650 円以下			
10 畳 室 (洋間 付)	1 人 1 泊 につき 大人	7,810 円以下	[略]	[略]			
小学校 児童	6,270 円以下						
特別 室 (洋間 付)	1 人 1 泊 につき 大人	9,250 円以下					
小学校 児童	7,400 円以下						
洋室	ツイ ン	1 人 1 泊 につき 大人	8,740 円以下	[略]	[略]		
		小学校 児童	6,990 円以下				
シングル	ツイ ン	1 人 1 泊 につき 大人	6,890 円以下	[略]	[略]		
		小学校 児童	5,450 円以下				
広間	ツイ ン	1 人 1 泊 につき 大人	5,450 円以下	[略]	[略]		
		小学校	4,320				

			児童	円以下					児童	円以下	
一時 利用	和室	8 畳 室	1 室 1 回 につき	4,000 円以下 800円 以下	[略]				1 室 1 回 につき	4,110 円以下 820円 以下	[略]
			3 時間 まで						3 時間 まで		
			3 時間 を超え						3 時間 を超え		
			1 時間 を増す ごとに						1 時間 を増す ごとに		
	10 畳 室	1 室 1 回 につき	4,500 円以下 900円 以下	10 畳 室					1 室 1 回 につき	4,620 円以下 920円 以下	
10 畳 室 (洋間 付)	1 室 1 回 につき	5,000 円以下 1,000 円以下	10 畳 室 (洋間 付)	1 室 1 回 につき	5,140 円以下 1,020 円以下						
特別 室 (洋間 付)	1 室 1 回 につき	5,600 円以下 1,100 円以下	特別 室 (洋間 付)	1 室 1 回 につき	5,760 円以下 1,130 円以下						
洋間	シン グル	1 室 1 回 につき	3,000 円以下 600円 以下	洋間	シン グル	1 室 1 回 につき	3,080 円以下 610円 以下				
広間		1 人 1 回 につき	500円 以下 400円 以下	広間		1 人 1 回 につき	510円 以下 410円 以下				

				童 [略]				童 [略]							
	会議 利用	広間	21畳 室	1日につ き	<u>8,700</u> 円以下		[略]	会議 利用	広間	21畳 室	1日につ き	<u>8,940</u> 円以下		[略]	
			28畳 室	1日につ き	<u>11,600</u> 円以下					28畳 室	1日につ き	<u>11,930</u> 円以下			
			35畳 室	1日につ き	<u>14,400</u> 円以下					35畳 室	1日につ き	<u>14,810</u> 円以下			
			54畳 室	1日につ き	<u>22,400</u> 円以下					54畳 室	1日につ き	<u>23,040</u> 円以下			
			67.5 畳室	1日につ き	<u>28,000</u> 円以下					67.5 畳室	1日につ き	<u>28,800</u> 円以下			
		研修 ホー ル	104 平方 メー トル 室	1時間 につ き	<u>4,000</u> 円以下				研修 ホー ル	104 平方 メー トル 室	1時間 につ き	<u>4,110</u> 円以下			
			182 平方 メー トル 室	1時間 につ き	<u>7,000</u> 円以下					182 平方 メー トル 室	1時間 につ き	<u>7,200</u> 円以下			
県営え びの高 原スポ ーツレ クリエ ーショ ン施設	インラインスケ ート場		1人1日 につ き	大人	<u>1,000</u> 円以下			県営え びの高 原スポ ーツレ クリエ ーショ ン施設	インラインスケ ート場		1人1日 につ き	大人	<u>1,025</u> 円以下		
				高等学 校及び 中学校 の生徒	<u>800円</u> 以下							高等学 校及び 中学校 の生徒	<u>820円</u> 以下		
				小学校 児童	<u>600円</u> 以下							小学校 児童	<u>615円</u> 以下		
	アイススケート場		1人1日 につ き	大人	<u>1,000</u> 円以下				アイススケート場		1人1日 につ き	大人	<u>1,025</u> 円以下		
				高等学 校及び 中学校 の生徒	<u>800円</u> 以下							高等学 校及び 中学校 の生徒	<u>820円</u> 以下		
				小学校 児童	<u>600円</u> 以下							小学校 児童	<u>615円</u> 以下		
	[略]								[略]						
宮崎県 東京学 生寮	寮室		1人1月 につ き		<u>18,600</u> 円以下			宮崎県 東京学 生寮	寮室		1人1月 につ き		<u>19,100</u> 円以下		
県立芸 術劇場	コンサ ートホ ール	入場料等 を徴収し ない場合 又は1,0 00円以下 の入場料 等を徴収 する場合	平日	午前	<u>28,700</u> 円以下	1	「入場 料等」と は、入場 料、会費 、会場整 理費その 他名称の いかんを	県立芸 術劇場	コンサ ートホ ール	入場料等 を徴収し ない場合 又は1,0 00円以下 の入場料 等を徴収 する場合	平日	午前	<u>29,520</u> 円以下	1	「入場 料等」と は、入場 料、会費 、会場整 理費その 他名称の いかんを
			午後		<u>57,300</u> 円以下						午後		<u>58,930</u> 円以下		
			夜間		<u>82,300</u> 円以下						夜間		<u>84,650</u> 円以下		
			全日		<u>151,5</u>						全日		<u>155.8</u>		

			休日等 午前 午後 夜間 全日	00円以下 <u>34,400</u> 円以下 <u>68,800</u> 円以下 <u>99,000</u> 円以下 <u>182,000</u> 円以下	問わず入場すること に関し 徴収される入場の 対価及び これに類するものを いう。				休日等 午前 午後 夜間 全日	20円以下 <u>35,380</u> 円以下 <u>70,760</u> 円以下 <u>101,820</u> 円以下 <u>187,200</u> 円以下	問わず入場すること に関し 徴収される入場の 対価及び これに類するものを いい、 <u>入場料等</u> の額は、 <u>消費税額</u> 及び <u>地方消費税額</u> を除く額とする。
	1,000円 を超え 2 ,000円以 下の入場 料等を徴 収する場 合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日		<u>43,000</u> 円以下 <u>86,000</u> 円以下 <u>121,900</u> 円以下 <u>225,800</u> 円以下 <u>51,700</u> 円以下 <u>103,300</u> 円以下 <u>146,300</u> 円以下 <u>271,200</u> 円以下	2 ~ 7 [略]			1,000円 を超え 2 ,000円以 下の入場 料等を徴 収する場 合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>44,220</u> 円以下 <u>88,450</u> 円以下 <u>125,380</u> 円以下 <u>232,250</u> 円以下 <u>53,170</u> 円以下 <u>106,210</u> 円以下 <u>150,420</u> 円以下 <u>278,940</u> 円以下	2 ~ 7 [略]
	2,000円 を超え 3 ,000円以 下の入場 料等を徴 収する場 合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後		<u>64,500</u> 円以下 <u>129,000</u> 円以下 <u>186,200</u> 円以下 <u>341,800</u> 円以下 <u>77,500</u> 円以下 <u>155,000</u> 円以下				2,000円 を超え 3 ,000円以 下の入場 料等を徴 収する場 合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後	<u>66,340</u> 円以下 <u>132,680</u> 円以下 <u>191,520</u> 円以下 <u>351,560</u> 円以下 <u>79,710</u> 円以下 <u>159,420</u> 円以下	

		夜間	<u>223,800</u> 円以下					夜間	<u>230,190</u> 円以下		
		全日	<u>410,500</u> 円以下					全日	<u>422,220</u> 円以下		
	3,000円を超える入場料等を徴収する場合	平日				3,000円を超える入場料等を徴収する場合	平日				
		午前	<u>71,600</u> 円以下				午前	<u>73,640</u> 円以下			
		午後	<u>143,200</u> 円以下				午後	<u>147,290</u> 円以下			
		夜間	<u>207,800</u> 円以下				夜間	<u>213,730</u> 円以下			
		全日	<u>380,400</u> 円以下				全日	<u>391,260</u> 円以下			
		休日等					休日等				
		午前	<u>86,100</u> 円以下				午前	<u>88,560</u> 円以下			
		午後	<u>172,100</u> 円以下				午後	<u>177,010</u> 円以下			
		夜間	<u>249,600</u> 円以下				夜間	<u>256,730</u> 円以下			
		全日	<u>457,000</u> 円以下				全日	<u>470,050</u> 円以下			
演劇ホール	入場料等を徴収しない場合又は1,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日				演劇ホール	入場料等を徴収しない場合又は1,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日			
		午前	<u>23,700</u> 円以下					午前	<u>24,370</u> 円以下		
		午後	<u>47,400</u> 円以下					午後	<u>48,750</u> 円以下		
		夜間	<u>68,100</u> 円以下					夜間	<u>70,040</u> 円以下		
		全日	<u>125,400</u> 円以下					全日	<u>128,980</u> 円以下		
		休日等						休日等			
		午前	<u>28,500</u> 円以下					午前	<u>29,310</u> 円以下		
		午後	<u>56,900</u> 円以下					午後	<u>58,520</u> 円以下		
		夜間	<u>81,800</u> 円以下					夜間	<u>84,130</u> 円以下		
		全日	<u>150,400</u> 円以下					全日	<u>154,690</u> 円以下		
	1,000円を超え2,000円以下の入場	平日				1,000円を超え2,000円以下の入場	平日				
		午前	<u>35,600</u> 円以下				午前	<u>36,610</u> 円以下			
		午後	<u>71,100</u>				午後	<u>73,130</u>			

		料等を徴収する場合	夜間	円以下 <u>100,800</u> 円以下					料等を徴収する場合	夜間	円以下 <u>103,680</u> 円以下			
			全日	<u>186,700</u> 円以下						全日	<u>192,030</u> 円以下			
			休日等 午前	<u>42,600</u> 円以下						休日等 午前	<u>43,810</u> 円以下			
			午後	<u>85,300</u> 円以下						午後	<u>87,730</u> 円以下			
			夜間	<u>120,900</u> 円以下						夜間	<u>124,350</u> 円以下			
			全日	<u>224,100</u> 円以下						全日	<u>230,500</u> 円以下			
		2,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日 午前	<u>53,400</u> 円以下					2,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日 午前	<u>54,920</u> 円以下			
			午後	<u>106,700</u> 円以下						午後	<u>109,740</u> 円以下			
			夜間	<u>154,100</u> 円以下						夜間	<u>158,500</u> 円以下			
			全日	<u>282,700</u> 円以下						全日	<u>290,770</u> 円以下			
			休日等 午前	<u>64,000</u> 円以下						休日等 午前	<u>65,820</u> 円以下			
			午後	<u>128,000</u> 円以下						午後	<u>131,650</u> 円以下			
			夜間	<u>184,900</u> 円以下						夜間	<u>190,180</u> 円以下			
			全日	<u>339,200</u> 円以下						全日	<u>348,890</u> 円以下			
		3,000円を超える入場料等を徴収する場合	平日 午前	<u>59,300</u> 円以下					3,000円を超える入場料等を徴収する場合	平日 午前	<u>60,990</u> 円以下			
			午後	<u>118,500</u> 円以下						午後	<u>121,880</u> 円以下			
			夜間	<u>171,900</u> 円以下						夜間	<u>176,810</u> 円以下			
			全日	<u>314,700</u> 円以下						全日	<u>323,690</u> 円以下			

		休日等	午前	<u>71,100</u> 円以下				休日等	午前	<u>73,130</u> 円以下		
			午後	<u>142,200</u> 円以下					午後	<u>146,260</u> 円以下		
			夜間	<u>206,200</u> 円以下					夜間	<u>212,090</u> 円以下		
			全日	<u>377,600</u> 円以下					全日	<u>388,380</u> 円以下		
イベントホール	入場料等を徴収しない場合又は1,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日	午前	<u>4,500</u> 円以下	イベントホール	入場料等を徴収しない場合又は1,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日	午前	<u>4,620</u> 円以下			
			午後	<u>9,000</u> 円以下				午後	<u>9,250</u> 円以下			
			夜間	<u>13,100</u> 円以下				夜間	<u>13,470</u> 円以下			
			全日	<u>24,000</u> 円以下				全日	<u>24,680</u> 円以下			
		休日等	午前	<u>5,400</u> 円以下			休日等	午前	<u>5,550</u> 円以下			
			午後	<u>10,900</u> 円以下				午後	<u>11,210</u> 円以下			
		夜間	<u>15,600</u> 円以下			夜間	<u>16,040</u> 円以下					
		全日	<u>28,900</u> 円以下			全日	<u>29,720</u> 円以下					
	1,000円を超え2,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日	午前	<u>6,800</u> 円以下		1,000円を超え2,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日	午前	<u>6,990</u> 円以下			
			午後	<u>13,600</u> 円以下				午後	<u>13,980</u> 円以下			
			夜間	<u>19,300</u> 円以下				夜間	<u>19,850</u> 円以下			
			全日	<u>35,800</u> 円以下				全日	<u>36,820</u> 円以下			
休日等		午前	<u>8,200</u> 円以下	休日等	午前		<u>8,430</u> 円以下					
		午後	<u>16,300</u> 円以下		午後		<u>16,760</u> 円以下					
	夜間	<u>23,200</u> 円以下		夜間	<u>23,860</u> 円以下							
	全日	<u>43,100</u> 円以下		全日	<u>44,330</u> 円以下							
2,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日	午前	<u>10,200</u> 円以下	2,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日		午前	<u>10,490</u> 円以下				
		午後	<u>20,400</u> 円以下				午後	<u>20,980</u> 円以下				
		夜間	<u>29,500</u> 円以下				夜間	<u>30,340</u> 円以下				

	合	全日	円以下 <u>54,200</u> 円以下				合	全日	円以下 <u>55,740</u> 円以下
		休日等 午前	<u>12,200</u> 円以下					休日等 午前	<u>12,540</u> 円以下
		午後	<u>24,700</u> 円以下					午後	<u>25,400</u> 円以下
		夜間	<u>35,600</u> 円以下					夜間	<u>36,610</u> 円以下
		全日	<u>65,200</u> 円以下					全日	<u>67,060</u> 円以下
	3,000円 を超える 入場料等 を徴収す る場合	平日 午前	<u>11,300</u> 円以下				3,000円 を超える 入場料等 を徴収す る場合	平日 午前	<u>11,620</u> 円以下
		午後	<u>22,700</u> 円以下					午後	<u>23,340</u> 円以下
		夜間	<u>32,900</u> 円以下					夜間	<u>33,840</u> 円以下
		全日	<u>60,200</u> 円以下					全日	<u>61,920</u> 円以下
		休日等 午前	<u>13,700</u> 円以下					休日等 午前	<u>14,090</u> 円以下
		午後	<u>27,300</u> 円以下					午後	<u>28,080</u> 円以下
		夜間	<u>39,600</u> 円以下					夜間	<u>40,730</u> 円以下
		全日	<u>72,500</u> 円以下					全日	<u>74,570</u> 円以下
	大練習室	1室につ き 午前	<u>4,100</u> 円以下				大練習室	1室につ き 午前	<u>4,210</u> 円以下
		午後	<u>4,100</u> 円以下					午後	<u>4,210</u> 円以下
		夜間	<u>4,100</u> 円以下					夜間	<u>4,210</u> 円以下
		全日	<u>12,300</u> 円以下					全日	<u>12,650</u> 円以下
	中練習室	1室につ き 午前	<u>2,600</u> 円以下				中練習室	1室につ き 午前	<u>2,670</u> 円以下
		午後	<u>2,600</u> 円以下					午後	<u>2,670</u> 円以下
		夜間	<u>2,600</u> 円以下					夜間	<u>2,670</u> 円以下
		全日	<u>7,800</u> 円以下					全日	<u>8,020</u> 円以下
	小練習室	1室につ き 午前	<u>1,000</u> 円以下				小練習室	1室につ き 午前	<u>1,020</u> 円以下

		午後	<u>1,000</u> 円以下				午後	<u>1,020</u> 円以下	
		夜間	<u>1,000</u> 円以下				夜間	<u>1,020</u> 円以下	
		全日	<u>3,000</u> 円以下				全日	<u>3,080</u> 円以下	
	和室	午前	<u>3,100</u> 円以下			和室	午前	<u>3,180</u> 円以下	
		午後	<u>3,100</u> 円以下				午後	<u>3,180</u> 円以下	
		夜間	<u>3,100</u> 円以下				夜間	<u>3,180</u> 円以下	
		全日	<u>9,300</u> 円以下				全日	<u>9,560</u> 円以下	
	ミーティングルーム	午前	<u>2,100</u> 円以下			ミーティングルーム	午前	<u>2,160</u> 円以下	
		午後	<u>2,100</u> 円以下				午後	<u>2,160</u> 円以下	
		夜間	<u>2,100</u> 円以下				夜間	<u>2,160</u> 円以下	
		全日	<u>6,300</u> 円以下				全日	<u>6,480</u> 円以下	
	楽屋	1室につき				楽屋	1室につき		
		午前	<u>2,100</u> 円以下				午前	<u>2,160</u> 円以下	
		午後	<u>2,100</u> 円以下				午後	<u>2,160</u> 円以下	
		夜間	<u>2,100</u> 円以下				夜間	<u>2,160</u> 円以下	
		全日	<u>6,300</u> 円以下				全日	<u>6,480</u> 円以下	
	附属設備、備品及び持込電気器具用電気	規則で定める単位	規則で定める額			附属設備、備品及び持込電気器具用電気	規則で定める単位	規則で定める額以下	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

